

けんぽニュース

1. 「算定基礎届」のご提出ありがとうございました。なお、未だご提出いただいていない事業所様は、**7月10日(水)**の提出期限を過ぎておりますので、大至急ご提出ください。
2. 賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」を必ずご提出ください。
支給されなかった場合は「賞与支払総括表」のみご提出ください。
3. 3月よりお知らせしておりますとおり、健康保険組合から日本年金機構(以下、年金機構)への回付事務(年金機構分の書類を健保から送付する事務)は本年4月より終了しております。改めて対象となるお届けについて記載いたしますのでご確認をお願いします。
(健保組合、年金機構、2か所それぞれに届出が必要な書類)
※資格取得届、喪失届 ※算定基礎届 ※賞与支払届 ※月額変更届(それぞれ用紙が異なります)
※配偶者の国民年金第3号届(年金機構へは異動届の3枚目の当該届出のみが対象ですが、まず健保に異動届(3枚目とも)をご提出いただき、**健保の証明を受けたのち年金機構へ送付してください。**)

※産前産後、及び育児休業届(延長・終了届含む)・育休後月変
※事業所関係各種変更届(事業所住所、事業主等の変更)

届出用紙は、健保提出分も
年金機構と同じ用紙です。

4. ジェネリック医薬品(後発医薬品)使用促進通知を、来月初旬に該当被保険者宛に送付いたします。
先発医薬品の処方を受けておられる方で、ジェネリック医薬品への変更が可能な方についてはできるだけ変更をお願いいたします。



岩本保健師からの
ひとことアドバイス

～ 望まない受動喫煙の防止に取り組みましょう ～

蒸し暑い日が続きますが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。
改正健康増進法を受け先行的に、学校や病院・行政機関等での屋内全面禁煙が7月1日より開始になりました。事業所においては2020年4月から原則屋内禁煙(加熱式たばこ含む)となり、専用の喫煙室内でのみ喫煙可能となります。改正法、条例に違反すると、罰則の対象となることもあります。

全面禁煙は受動喫煙防止に最も効果的な方法です

- ・禁煙者が増加し、喫煙者の喫煙本数も減少します。休業率の減少、業務効率の向上等効果が期待できます。
- ・喫煙室の設置・維持等費用が一切かからず、事業所にとってメリットしかありません。
- ・全面禁煙を行っていることを求人で示すことができ、会社イメージの向上につながります。

屋内で喫煙する場合は、専用喫煙室の設置が必要です

- ・専用の喫煙室は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を遵守してください。また、執務室全体を喫煙エリアとすることは禁止されています。
- ・喫煙室標識を喫煙室の出入口及び当該施設の出入口の見やすい箇所に掲示しなければなりません(施設内を禁煙にした場合は、標識を掲示しないでください)。
- ・喫煙できる場所には、20歳未満の人は立ち入れません。
→詳細は大阪府ホームページ「たばこのルール(オフィス・事業所・工場・ホテル等)」をご確認ください。
喫煙室標識のリンクもあり、ご活用いただけます。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)